

クーポン券、割引券、無料券、お食事優待券等ご利用時のレシート（領収書）表記変更について

株式会社瀬戸うどんは、2024年2月1日（木）より、お客様がクーポン券、割引券、無料券、お食事優待券等（以下クーポン券等）を利用してお会計を行った場合、以下のように取り扱うこととお知らせいたします。

- （1） クーポン券等の利用は「値引き」として取り扱います。
- （2） レジから発行されるレシート（領収書）については、当該会計における商品代金から、クーポン券等の金額を差し引いた後の金額が記載されます。
- （3） 全額分クーポン券等を利用して支払った場合（お会計合計金額が0円の場合）、レジよりレシート（領収書）は発行されますが、「手書き領収書」の発行は行えませんのでご了承ください。

（例）

変更前 店内ご飲食時

領収書	
商品A	¥550
商品B	¥660
内税品計	¥1,210
合計	¥1,210
(10%対象 ¥1,210 消費税 ¥110)	
クーポン	¥100
お預かり	¥1,110

変更後 店内ご飲食時

領収書	
商品A	¥550
商品B	¥660
内税品計	¥1,210
クーポン	¥100
合計	¥1,110
(10%対象 ¥1,110 消費税 ¥100)	
お預かり	¥1,110

なお、各種ポイントをご利用いただいた際のお会計につきましても、同様に値引きとしての取り扱いに変更させていただく予定をしております。詳細が決定次第、改めてお知らせいたします。

以上